

鶴岡市立藤沢周平記念館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市立藤沢周平記念館（以下「記念館」という。）の運営について協議、検討、助言等を行う組織として、記念館監修者及び有識者等で構成する鶴岡市立藤沢周平記念館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項に関し、協議、検討、助言等を行う。

- (1) 常設展示及び企画展の展示並びに展示解説等、展示企画に関すること。
- (2) イベント及びセミナー等のソフト事業企画に関すること。
- (3) 記念館の運営に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、記念館監修者及び10名以内の委員をもって組織する。

2 運営委員会には、顧問を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じ市長が招集する。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、記念館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。